

報告第十一号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十四年六月二十一日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
土木工事	新川護岸耐震補強工事(その3)	株式会社細田組 代表取締役 細田 正治	22.12.7 (280 日間)	円 380,681,700	今回 24.1.18	円 378,415,800(2,265,900) (0.6%)	新川広場橋の供用開始に合わせて、仮設人道橋を早期に撤去したため、鉄材のリース費用の変更等による減及び地中障害物の撤去を追加したこと等による増
	上一色中橋架替工事(その3)	株式会社細田組 代表取締役 細田 正治	23.7.8 (289 日間)	円 492,450,000	今回 24.4.3	円 505,586,550(13,136,550) (2.7%)	地中障害物の撤去を追加したこと等による増及び撤去復旧する堤防 ^{のりめん} 面のブロックの施工数量を変更したこと等による減